

いわき市農業委員会第23回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年3月19日(木曜日)午前10時00分、いわき市農業委員会総会を
いわきワシントンホテル椿山荘3階アゼリアにて開催した。

1 出席者(計39名)

(1) 農業委員(24名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 加茂 直雅
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(15名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農政振興係主査	渡邊 裕一郎
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地調査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也
農地調査係事務主任	阿部 里美
農政振興係主事	三浦 向日葵
農地審査係主事	千葉 風摩
農業政策課農村支援係主査	小野 祐司

2 欠席者

なし

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。
蛭田会長、よろしく願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

始めに、本日の通告欠席はございません。

現在、委員24名中24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第23回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により議長が指名いたします。

議席番号7番 田子耕一委員、議席番号8番 古市邦男委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する全文記録方式により作成いたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和8年2月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限において、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

議長
(蛭田会長)

本日、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号8番 古市邦男委員が該当しております。

また、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」において、議席番号11番 平田敬一委員が該当しております。

該当者には、当該審議の際に一時退室をお願いいたします。

なお、その他該当者がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書と併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号3番につきましては、売買による所有権の移転、番号4番につきましては、贈与による所有権の移転です。

このうち番号2番、番号3番は新規就農案件となっております。

番号2番につきましては、譲受人は申請地の隣接地に分家住宅を建築し生活しており、以前より農作物の栽培に興味を持っていました。

更に、譲渡人が農業経営を縮小するため農地を譲渡しても良いとの話があり、双方利害が一致したため申請に至っております。

農機具については、トラクター、管理機及び刈払機を義父母から借りる予定となっております。

栽培予定作物は、ネギとブロッコリーとなっております。

番号3番につきましては、譲受人は東京都で塾講師を営んでおります。

以前より田舎暮らしをしながら自給自足の生活を送ることを念頭において、土地の選定を行っていたところ、理想の土地を見つけたため、申請地に隣接する宅地を購入し移住する計画となっております。

農機具については、トラクター、耕運機及び田植え機を譲渡人から借りる予定となっております。

栽培予定作物は、水稻と露地野菜となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田4,814㎡、畑1,205㎡、合計6,019㎡となります。

続きまして、議案説明書3ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載と

事務局
(千葉主事) となっております。
つきましては、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議下さるようお願いいたします。
なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書4ページでご確認下さい。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長) 只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

21番
大竹(公)
委員 番号1番から番号3番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長) 続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(千葉主事) 番号4番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長) 只今の報告では、特に問題ないと判断されるところのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」審議いたしますが、冒頭でのご説明のとおり、議事参与の制限に議席番号8番 古市邦男委員が該当しております。
古市委員は、一時退室をお願いいたします。
【古市委員、一時退室】
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長) 議案書の4ページをお開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(榎田主査)

議案説明書の5ページをお開き願います。
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
議案説明書の6ページをお開き願います。
配付しております「現地調査位置図」は6ページから、「許可申請に係る意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5041番からになります。
それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。
番号1番、平原高野、畑193㎡、分家住宅、使用貸借権の設定です。
番号2番、小名浜野田、畑631㎡、事務所、ドッグラン敷地、所有権の移転です。
番号3番、常磐三沢町、田857㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。
番号4番、四倉町大森、畑1,708㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。
以上、面積は田857㎡、畑2,532㎡、合計3,389㎡となります。
申請内容を精査した結果、当該申請箇所は、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

23番
油座委員

番号1番から番号4番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
なお、番号4番の「定格出力が50KW未滿の太陽光発電設備の設置」を目的とする農地転用における申請面積については、当農業委員会では1,000㎡程度を適正面積としておりますが、現地調査の結果、「線路隣接地のための離隔スペース及び東側住宅からの離隔スペースを設けた」旨の土地利用計画は妥当性があり、申請面積が1,708㎡となるのはやむを得ないものと判断します。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

それでは、古市委員、入室願います。

議長
(蛭田会長)

【古市委員、入室】

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(楡田主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」は14ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5044番の次、左上に「事業計画変更/令和7年度(6)」と記載があるページになります。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請土地の表示は平中山です。

当該案件は、「立木等の伐採作業場」を転用目的として、令和6年12月26日付け、いわき市農業委員会指令第5068号により転用許可を受けております。

今回の変更申請の内容は、「工事期間(完工時期)の変更」です。

当初予定していた建設工事現場の土砂の確保のタイミングが合わず、土砂の搬入が出来なくなったことから、他の方法を検討したが、瓦礫等を含んだ土砂しかなく、工事着手出来ずにいました。

令和7年9月8日に実施した農地パトロールにおいて、未着手であることを確認したことから、代理人である行政書士に状況確認を依頼しました。

行政書士が、転用事業者である富士乃屋合同会社代表社員の青木氏に、施工する意思があることを確認したことから、事業計画変更申請を行うように指導してきました。

今年になり、複数箇所からの搬入の見込みが立ったことから、工期の延長が必要になったことから、今回の工事期間の変更申請に至ったものです。

変更前が令和7年3月31日まで、変更後は令和9年2月28日までとなっております。

なお、通常の工期延長であれば、事務局のみの報告ですが、工期を大幅に過ぎてから申請書の提出がありました追認案件です。

諸般の事情があったとはいえ、事業計画変更申請書の提出が遅れたことについて顛末書を受領しています。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議下さるようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

24番
藁谷委員

番号1番について、申請者が、当初予定していた土砂の確保のタイミングが合わず、工期が遅れたものであり、今回数箇所からの搬入の見込みが立ったことから、工期延長の申請となったものです。

当委員会の指導に従い、転用申請を提出したこと、当該事案について顛末書を提出していること、及び現地を調査した結果、当該転用計画による周辺農地への影響等はないと判断できることから当該転用申請について、許可とすることもやむを得ないと考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案について(継続案件)」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

本日配付しております資料1、議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案について」をご準備願います。

議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、ご説明いたします。

併せて、現地調査位置図の15ページをご覧ください。

それでは、提案趣旨について申し上げます。

令和7年11月21日開催の第19回総会における議決に基づき、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第8条により、次の者に対し、違反転用の状態にある農地に関し、令和8年2月16日までに当農業委員会へ弁明書を提出するよう令和8年1月19日付け7農委第310号にて通知しました。

同事務処理要領第9条第1項において、「違反転用者等に対し、法第51条第1項に規定する処分又は命令を行うにあたっては、総会において違反転用事案の内容及び聴聞・弁明の内容を検討すると共に、当該違反転用事案

に係る土地の利用状況、周辺農地への影響の有無及びその土地に関し形成された法律関係等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ずべき措置の内容を決定するものとする」と規定されていることから、総会での審議を求めます。

相手方(名あて人)ですが、違反行為者(土地使用者)である佐糠町、株式会社ジオワークス、土地所有者である常磐三沢町、(氏名は不表示)の2名です。

違反転用地の表示は、常磐三沢町、登記地目は田、登記面積は1,916㎡、残土置場としての違反転用事案です。

弁明書に関し、違反行為者からは、「2月15日に、自宅最寄りの郵便ポストからレターパックで投函した」、「2月25日に、妻に植田郵便局へ行かせてレターパックで送付する」などといった話はあったものの、弁明書の提出はありませんでした。

土地所有者からは、令和8年2月10日に弁明書を収受しており、本人から了承を得ておりますので、その要旨について申し上げます。

「令和元年秋の豪雨により、ごみや流木等が当該土地に堆積し、元の水田への復旧が困難な状態であったところ、隣接地を利用している違反行為者から、「田から畑への農地改良工事により、ごみや流木等を撤去出来る」旨説明を受け、令和2年2月17日付けで農地改良工事届を提出した。

令和2年3月頃、違反行為者から書類への署名捺印を求められた。

現在、手元にある当該書類によると、「自分が違反行為者に対し、当該土地を事務所及び工事の資材、工事車両の置場として使用させる目的で、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの1年間、年間174,000円で貸し付ける」旨の土地賃貸借契約書(自動更新条項入り)であり、令和2年3月17日付けで締結していることになっているが、当時はその内容を確認しないまま、署名捺印をした。

地代の収受については、記憶にない。

令和2年9月頃、工事が完了した旨の連絡を違反行為者より受け、現地確認に立ち会ったところ、表層土は良質なものとは言い難く、敷きならしも不完全で、畑として利用出来る状態ではなかった。

また、1週間ほど経過すると、陥没箇所が散見されたため、違反行為者に連絡すると、「対応する」との返事ばかりであった。

令和3年4月23日付けで農地改良工事完了報告書が提出されていると聞いたが、自分はその作成・提出に関与していない。

農地改良工事の届出以降、当該土地は畑として利用できる状態になったことはなく、現在においても、農地改良工事は完了していないとの認識である。

違反行為者には、再三に渡り是正を求めたが改善されなかった。

やがて、違反行為者が当該土地に残土を搬入し始めたので、何をしているのかと問いただすと、「陥没箇所の補修のためであり、農地改良工事の延長である」との回答だったが、次第に盛土高が増してきたので、作業の中止を求めた。

自分は、違反行為者に対し、当該土地へ残土を捨てて良いと同意・了承した事実はなく、再三に渡り作業の中止及び農地への復元を求めたが、違反行為者は、当該土地を事実上占有している状態を奇貨とし、残土の搬入を継続してきた。

ことの重大さに気づいたものの、高齢な自分には、作業の中止を口頭で要求することしか思いつかなかった。

農業委員会をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑をかけてしまったことを反省し、お詫び申し上げる。

しかし、責任の大部分は違反行為者にあると判断し、本弁明書を提出する。」

土地所有者による弁明書の要旨は、以上です。

次に、法第51条第1項の規定による処分又は命令は、「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要性の限度において」講ずべきことを命ずることが出来るとされており、その判断に当たって、国は、次の事情を総合的に考慮することが適当であるとしております。

(1) 当該土地の農地区分

ちなみに、農振農用地区域内の土地については、一般的には「特に必要がある」として取り扱うべきとされております。

(2) 違反転用に係る土地の現況

(3) 違反転用地の周辺における土地の利用の状況

(4) 違反転用後において当該土地において形成された法律関係

(5) 違反転用後の当該土地における転得者が詐欺その他不正な手段により許可を受けた者からその情を知って土地を取得したか（転得者がいる場合、違反転用について事前に知っていたか）

(6) 違反転用者が過去に違反転用を行ったことがあるか

(7) 違反転用者が是正勧告を受けても従わないと思われるか（仮に行政指導を継続した場合、指導に従って是正する見込みがあるか）

なお、昭和59年に三重県で行われた農事調停会議において、裁判所より、「農地法(旧)第83条の2(現法第51条第1項)の要件該当性の認定、特に必要性についての判断は慎重にすべきである。原状回復命令を出し、相手がこれに従わない場合には、さらに行政代執行まで考える堅い決意がなければ出すべきではない。」との見解が示されております。

行政代執行においては、「不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること」、具体的には、違反転用状態を放置することが、市民の生命、身体、財産、または公衆衛生・安全に対して重大かつ急迫な被害や不利益をもたらす状況にあることが要件の1つ(公益性要件)となっていることから、それを踏まえたうえで、令和8年3月11日に現地を調査しました。

これから現地調査の結果及び処分等の判断に当たって、考慮すべき事情について申し上げます。

当該土地の農地区分ですが、周辺は市街地化されておらず、農振農用地区域外かつ当該土地を含む一団の農地の面積が10ha未満であることから、

第2種農地(その他の農地)に該当します。

違反転用に係る土地の現況ですが、当該土地について、残土が数m堆積された状態であり、農地性が損なわれ、耕作出来ない状態です。

違反転用地の周辺における土地の利用の状況ですが、当該土地について、東側は法定外公共物(水路)を挟んで田に、西側は法定外公共物(農道)を挟んで雑種地に、南側は河川に、北側は公衆用道路(県道敷地)及び田に接しております。

隣接地を含め、周囲に耕作中の農地はありません。

また、近隣に人家はなく、周辺環境への影響に関し、盛土の崩落被害等といった問題は、現時点において特に生じておりません。

違反転用後において当該土地において形成された法律関係ですが、土地所有者・違反行為者間で、令和2年3月17日付けで土地賃貸借契約を締結しておりますが、法第5条第1項による許可を受けていないことから、当該契約は農地法上、無効です。

なお、堆積された残土により、当該土地は違反行為者が事実上占有している状態となっております。

本事案において、転得者はおらず、違反行為者・土地所有者ともに、過去に違反転用を行った旨の記録はありませんでした。

仮に行政指導を継続した場合、指導に従って是正する見込みがあるかについてですが、違反行為者について、度重なる口頭での是正指導に従わず、令和6年2月26日付け5農委第467号による文書指示及び令和7年8月4日付け7農委第131号による書面勧告を経ても、農地への原状回復を行わないばかりか、指定期日までに弁明書を提出しなかったことから、仮に行政指導を継続した場合であっても、指導に従って是正する見込みは薄いと思料します。

土地所有者については、当該土地が違反行為者に事実上占有されている状態であり、いわゆる「自力救済」は原則禁止であるため、違反転用を自ら是正するためには、まず「占有排除」をする必要があると考えます。

その他参考事項としまして、当該土地について、盛土規制法にも抵触しており、違反行為者が市建築指導課開発・盛土対策担当及びいわき中央警察署より、口頭で是正指導を受けている経緯があること、また、事務局による調べにより、当初の農地改良工事届出の際、土地所有者と届出代理人である行政書士が一切接触することなく届出書類の作成及び提出が行われていること、令和3年4月23日付けの農地改良工事完了報告書について、本来提出者であるべき土地所有者ではなく、違反行為者名義で提出されていること等が判明しているところです。

本事案への今後の対応について、これは「案」になりますが、本事案は、田から畑へ転換するとして、平均2.5mの盛土を伴う旨の農地改良工事届を提出して着工し、その後すぐに使用目的を「違反行為者に係る事務所及び工事の資材、工事車両の置場」とする土地賃貸借契約が締結されている事実は、当該工事が耕作のための農地改良ではなく、当該土地を違反行為者の事業用地とする目的でなされたものと解するのが相当であり、違反の態

事務局
(浅川主査)

様は悪質です。

しかしながら、当該土地は、農用地区域外で農業生産力は低く、農業に関する公共投資等の対象となったこともなく、第2種農地に該当して、法第4条又は第5条の許可が原則として肯定される地域に位置し、隣接地を含め、周囲に耕作中の農地や人家等はなく、周辺環境への影響については、現時点において特に問題は生じておりません。

これらの事情を総合的に勘案すると、本事案は市民の生命、身体、財産、または公衆衛生・安全に対して重大かつ急迫な被害や不利益をもたらす状況にあるとは言えず、行政代執行の「公益性要件」を満たしていないことから、現段階における法第51条第1項の規定による処分等は見合わせるべきであると思料します。

よって、違反行為者に対する是正(原状回復)指導を継続すると共に、土地所有者に対しては、提出された弁明書の内容を検討した結果、土地賃貸借契約書への盲目的な署名捺印が本事案の直接的な端緒となったことが否めないため、まずは違反行為者に対する所有権に基づく土地明渡請求訴訟といった法的な手続きにより「占有排除」を行い、当該土地の原状回復の措置を講じるよう指導することとしたいと考えております。

資料について、6ページ目から8ページ目には土地所有者による弁明書の全文を、9ページ目には当該土地に係る土地所有者・違反行為者間の土地賃貸借契約書の写真を、10ページ目には当該土地及びその周辺の現況写真を、11ページ目から13ページ目には「いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領」の全文を、14ページ目には行政事例「農事調停会議 昭和59年 三重県」の協議結果を掲載しておりますので、ご確認下さい。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

21番
大竹(公)
委員

3月11日に実施した現地調査の結果について、先ほど事務局から説明があったとおりです。

当該土地について、隣接地を含め、周囲に耕作中の農地や人家等はなく、周辺環境への影響については、現時点において特に問題は生じていないことから、市民の生命、身体、財産、または公衆衛生・安全に対して重大かつ急迫な被害や不利益をもたらす状況にあるとは言えないものと判断します。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、当該土地について、隣接地を含め、周囲に耕作中の農地や人家等はなく、周辺環境への影響については、現時点において特に問題は生じておらず、市民の生命、身体、財産、または公衆衛生・安全に対して重大かつ急迫な被害や不利益をもたらす状況にあるとは言えないこと

議長
(蛭田会長)

から、現段階における農地法第51条第1項による処分等は見合わせるべきであり、是正指導を継続するとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

7番
田子委員

異議ということではないのですが、土地明渡請求訴訟による占有排除の後、この土地がどうなるのかということが、私も含め皆が心配している点だと思います。

その点について、もう一度説明をお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

土地所有者(氏名は不表示)は、違反行為者(土地使用者)と土地賃貸借契約を締結しておりますので、当該農地に残土を置くことを知らなかったとは言えない状況にあります。

事務局としましては、この契約は農地法の許可を受けていないため無効であると話しましたが、あくまでも農地法だけの問題です。

この土地賃貸借契約によって、違反行為者(土地使用者)は土地に関する権限を得たと認識し、当該農地に残土を積み始めたのです。

先ほどの土地所有者(氏名は不表示)の弁明のなかで、地代の支払いについては「記憶が無い」と説明しましたが、事務局においても土地所有者(氏名は不表示)に確認しましたが、少なくとも令和6年及び令和7年については、地代を貰っておりませんでした。

また、地代未払いの場合は契約解除となりますが、契約書には解除の記載がございませんでした。

更には、契約書第3条において、「期間満了の6ヶ月前までに甲乙いずれかによる書面による通知がない限り本契約は引き続き継続するものとし、その後も同様とする」と記載されております。

しかしながら、今までの経緯及び弁明書の内容等を検討した結果、事務局としましては、契約書第5条の「乙は、使用が終了し明け渡す場合、現況に復旧し明け渡さなければならない」との記載により、土地明渡請求訴訟による法的な手続きを経て、原状回復して頂きたいと考えているところでございます。

議長
(蛭田会長)

この案件については、行政処分までは行わない考えですが、今までの経緯及び弁明書の内容等を踏まえ、是正指導を続けて行くというのが趣旨であります。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番
松崎委員

年間174,000円の地代について「記憶が無い」というのも気になるのですが、事務局として処分までは出来ないという考えであれば、現状では違反転用者(土地使用者)及び土地所有者に対し、是正指導を継続することで仕方がないと思います。

指導を継続しながら、内容を整理していく必要があるのかなと思います。

19番
生田目委員

残土の搬入に関し、公共事業の残土が搬入されていないか確認して頂きたいと、以前申し上げておりました。

これを踏まえ、2点お伺いいたします。

1点目は、関係機関と悪質な業者であることの情報共有が出来たのか、2点目は、土地所有者(氏名は不表示)が違反転用者(土地使用者)に対し、契約解除について、実際に申し出たのかお伺いいたします。

事務局
(浅川主査)

1点目の関係機関との情報共有については、市の盛土対策会議において共有しているところでございます。

2点目の契約解除については、先ほど説明した農地改良工事の行政書士とは別の行政書士に依頼したとのことでしたので、その行政書士に確認したところ、内容が複雑であるため弁護士に相談するよう指導したと聞いております。

19番
生田目委員

追加でお願いがあります。

当該業者はかなり悪質な業者ですので、会社名の公表も視野に入れて進めて頂きたいと思っております。

お願いいたします。

議長
(蛭田会長)

生田目委員の申し出について、事務局の対応をよろしくお伺いいたします。

その他、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

7番
田子委員

盛土自体が廃棄物に該当するのかどうか検討する必要もあると思えます。

要するにこの問題に対し、廃掃法違反、盛土規制法違反という側面からも関係機関と連携して進めて頂きたいと思っております。

お願いいたします。

事務局
(蛭田係長)

本件につきましては、昨年2月に県いわき中央警察署及び市廃棄物対策課等の関係機関とともに現地を確認し、違反転用者(土地使用者)に対し指導を行い、今後の対応について協議しているところでございます。

今後も関係機関と連携し、是正に向けた指導を継続して参りたいと考えております。

議長
(蛭田会長)

その他、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第4号について、現段階における農地法第51条第1項による処分等は見合わせ、是正指導を継続することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案に

議長
(蛭田会長)

ついて(継続案件)」は、只今の説明のとおりといたします。
ここで、議案第5号に入る前に、10分間休憩を取ります。
午前11時18分まで休憩といたします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、議案第5号「農地法第51条第1項に該当する事案の是正措置について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

本日配付しております資料2、議案第5号「農地法第51条第1項に該当する事案の是正報告について」をご準備願います。

議案第5号「農地法第51条第1項に該当する事案の是正報告について」、ご説明いたします。

併せて、現地調査位置図の16ページをご覧ください。

それでは、提案趣旨について申し上げます。

令和2年12月18日開催の(第16期)第33回総会において、農地法第51条第1項に該当する旨議決し、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第6条(旧:いわき市農業委員会違反転用に係る措置の事務処理要綱第6条)に基づき、口頭による是正指導を行ってきた違反転用の状態にある農用地区域内農地に関し、違反行為者より、当該地の原状回復措置を講じたので、現地確認を求める旨記載された原状回復等報告書を令和8年1月6日付けで收受したことから、令和8年3月11日の定例的調査において現地を確認しました。

その結果を報告するとともに、当該地の農地性の回復の是非について、総会での決定を求めるものです。

違反行為者については、いわき市渡辺町田部、(氏名は不表示)です。

なお、登記上の土地所有者である(氏名は不表示)は、平成29年3月に死亡しており、違反行為者はその養子で、実の孫とのことです。

違反転用地の表示は、渡辺町田部、登記地目は畑、登記面積は702㎡です。

違反内容は、令和2年9月30日に実施した農地利用状況調査(農地パトロール)において、当農業委員会の許可を受けることなく、建設用土・砕石等が堆積されていることが発覚したものです。

今月11日に実施した現地調査の結果、堆積されていた建設用土・砕石等は概ね撤去されていた旨確認出来ましたが、当該地について、北側に隣接する道路面から1m程度の高さまで盛土されている箇所があり、「周辺の土地利用状況等を考慮すると、整地して「畑」としてのフォームを整える必要がある」との意見が調査委員から出されております。

その他の事項としまして、違反行為者からは、「本業が忙しく、当該地の耕作は今後も出来ない」との意向が示されており、違反が是正された場合

事務局
(浅川主査)

であっても、当該地は耕作放棄地となる可能性が濃厚となっております。
一方で、地域の担い手より、「現在使用している水稻の乾燥・収摺用施設について、隣家の住人から度重なるクレームがあり、地域内で移転先を探している」との相談が田子耕一委員と農業委員会事務局に寄せられているところです。

これらを受けて、令和8年2月6日開催の小名浜・常磐地区審議会終了後に、遠藤重和委員・田子耕一委員・佐川良平委員と、違反是正後における当該地の有効利用に関し、現地を確認しながら検討を行い、「①相続登記、②農用地利用計画の用途区分変更など、クリアすべき課題はあるが、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の観点から、集団農地の辺縁部に位置する当該地に農業用施設を誘致する方向でマッチングを図っていきたい」との結論に至っております。

資料の3ページ目と4ページ目には当該地の現況写真を、5ページ目から7ページ目には違反行為者から収受した原状回復等報告書を掲載しておりますので、ご確認ください。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

23番
油座委員

3月11日に実施した現地調査の結果について、先ほど事務局から説明があったとおり、堆積されていた建設用土・砕石等は概ね撤去されていた旨確認できましたが、盛土されている箇所があることなどから、今回は未是正とし、周辺の土地利用状況との調和の観点より、整地して「畑」としての体裁を整えた際に、改めて是正について審議すべきであると考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、堆積されていた建設用土・砕石等は概ね撤去されていたが、盛土されている箇所があること等から未是正とし、今後整地して「畑」としての体裁を整えた際に、改めて是正について審議すべきであるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第5号について、堆積されていた建設用土・砕石等は概ね撤去されていたが、盛土されている箇所があること等から未是正とし、今後整地して「畑」としての体裁を整えた際に、改めて是正について審議することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地法第51条第1項に該当する事案の是正措置について」は、只今の説明のとおりといたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項

議長
(蛭田会長)

の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第6号について説明いたします。

議案説明書の14ページをお開き下さい。

議案第6号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

次のページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。

1件目の実施地区は平、小川、借り手は22名、対象筆数は田45筆、畑36筆、面積は田29,674㎡、畑20,050㎡、合計49,724㎡です。

2件目の実施地区は三和、借り手は7名、対象筆数は田45筆、面積は145,669㎡です。

続きまして、再転貸の事案です。

実施地区は平、借り手は1名、対象筆数は田2筆、面積は田2,405㎡です。

また、貸付相手方の要件については、満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

24番
藁谷委員

農地の利用集積について、お伺いいたします。

地主の承諾無しに、第三者に又貸しすることは可能なのでしょうか。

事務局
(鈴木主査)

農業委員会は市の依頼により、あくまでも所有者が中間管理機構を通して耕作者と契約する内容に対し、意見を付すこととされております。

藁谷委員のお話のような事案があるとすれば、先ずは詳細について、事務局にお知らせ頂きたいと存じます。

その上で事務局より、市に対し確認させて頂きたいと思います。

24番
藁谷委員

地主が承諾して無いのです。

又貸しになっているのです。

事務局
(鈴木主査)

そのお話は、今回の案件にある内容なのでしょうか。

24番
藁谷委員

(氏名は不表示)です。
本人は、「承諾していない」と言っております。

13番
岡村委員

藁谷委員のお話についてですが、所有者は中間管理機構に農地を預けております。
それに対し耕作者は、中間管理機構から農地を借りております。
中間管理機構が間に入っておりますので、決して又貸しではありません。
所有者が耕作者と直接話すこともありません。

事務局
(鈴木主査)

議案説明書22ページ、番号4番の方だと思っておりますが、そのような噂が事前に事務局にもございました。
念のため市へ照会したところ、耕作者にも確認し、所有者から間違いなく了解を得ていると聞いております。

24番
藁谷委員

実際に地主が怒って、私の元へ来たのです。
地主本人が認めた相手と違う相手が契約者になっており、納得していない様子です。

事務局
(鈴木主査)

そういった内容であれば、実際の耕作者が所有者と協議し、双方が合意すれば契約に繋がるものと思われま

24番
藁谷委員

わかりました。

議長
(蛭田会長)

その他、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第6号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、農業委員会の意見はなしといたします。

次に、議案第7号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

お配りしております、議案説明書及び資料3をお開き願います。
番号1番から番号17番の登記地目畑については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。
土地の現況については、3月3日から3月6日までの現地調査においても、耕作の目的に供されていないことを確認しております。
また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。
3月分は田46筆、畑14筆、面積は32,997㎡です。
現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。
説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

1番
鈴木(幸)
委員

番号1番について、小川・川前地区審議会の新妻吉人委員、白石保基委員と一緒に3月4日に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。
非農地であると判断することに、特段、問題はありません。
報告は、以上です。

19番
生田目委員

番号2番について、遠野・田人地区審議会の油座盛明委員、永瀬雅則委員と一緒に3月3日に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。
非農地であると判断することに、特段、問題はありません。
報告は、以上です。

13番
岡村委員

番号3番から番号17番について、四倉・久之浜・大久地区審議会の古市邦男委員、岡田光男委員と一緒に3月6日に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。
非農地であると判断することに、特段、問題はありません。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「非農地の判断について」は、原案のと

議長
(蛭田会長)

おり可決いたします。

ここで、昼休憩を取りたいと思います。

再開は、午後1時10分といたします。

なお、議席番号16番 木村義昭委員については、諸事情によりここで退席となりますので、併せてご承知願います。

【昼休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」審議いたしますが、冒頭でのご説明のとおり、議事参与の制限に議席番号11番 平田敬一委員が該当しております。

平田委員は、一時退室をお願いいたします。

【平田委員、一時退室】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、市農業政策課の担当者が説明いたします。

事務局
(小野主査)

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更案について」、説明いたします。

議案説明書と併せて、事前に配布しております資料1「目標地図」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

それでは、議案説明書の33ページ、「地域計画策定(変更)の内容について」をお開き願います。

今回、本市地域計画のうち、8地区について変更があることから、主な変更点を説明いたします。

1地区目、平小泉地区で、主な変更内容につきましては「担い手の変更」になり、「4地域内の農業を担う者一覧」について、資料に記載した方々の変更になります。

2地区目、神谷第一地区で、主な変更内容につきましては、「担い手の変更」及び「面積の変更」になり、「4地域内の農業を担う者一覧」については、資料に記載した方々の変更となります。

面積につきましては、「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について57.6haから58.5haへ変更、「田の面積」について49.1haから50.0haへ変更になります。

3地区目、神谷第二地区で、主な変更内容につきましては、「担い手の変更」及び「面積の変更」になり、「4地域内の農業を担う者一覧」については、資料に記載した方々の変更となります。

面積につきましては、「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について76.9haから77.2haへ変更、「田の面積」について76.4haから76.7haへ変更になります。

事務局
(小野主査)

4 地区目、赤沼地区で、主な変更内容につきましては「担い手の変更」になり、「4 地域内の農業を担う者一覧」について、資料に記載した方々の変更になります。

5 地区目、六十枚地区で、3 の(3)「基盤整備への取組」及び担い手の耕作地を最新のものに更新しております。

6 地区目、山田地区で、主な変更内容につきましては「担い手の変更」になり、「4 地域内の農業を担う者一覧」について、資料に記載した方が追加になります。

7 地区目、瀬戸地区で、担い手の耕作地を最新のものに更新。

8 地区目、上仁井田地区で、主な変更内容につきましては「担い手の変更」になり、「4 地域内の農業を担う者一覧」について、資料に記載した方々の変更になります。

なお、8 地区における地域計画の詳細については、議案説明書の35ページ目以降により、ご確認下さるようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第8号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第8号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」は、農業委員会の意見はなしといたします。

それでは、平田委員、入室願います。

【平田委員、入室】

次に、議案第9号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の11ページをお開き願います。

【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(阿部事務主任)

資料5をお開き願います。

目標の概要部分を中心にご説明申し上げまして、都度、5ページ以降の資料について、ご説明いたします。

資料の5ページ以降ですが、こちらは、A3版のものになりまして、折り込んであるものとなります。

事務局
(阿部事務主任)

内容は、令和7年度と令和8年度の目標値の比較の資料になります。

左側に記載があるものが令和8年度の目標案、右側に記載があるものが公表済の令和7年度の目標となります。

それでは、議案第9号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。

まず、「令和8年度最適化活動の目標の考え方について」ご説明いたします。

令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を最重要業務として実施するとされ、令和4年度から最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行っております。

委員の皆様においては、日々の活動に関して、ご尽力頂きありがとうございます。

本日は、経営局長通知により、令和8年度の最適化活動の目標について、お諮りするものです。

1ページ中ほどにあります「目標を確認する上でのポイント」について、ご説明いたします。

○の一つめ、最適化活動の目標は、「毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表すると共に、都道府県知事に報告する」とされております。

これについては、例年3月中の総会において議決を頂いておりますが、次に記載ある○の二つめのとおり、現時点で、令和7年度の実績値が算出されていないことから、全ての目標において、正しい目標値を設定することは困難であります。

しかしながら、農林水産省及び福島県の指導により、全ての農業委員会で3月末までに最適化活動の目標を設定することが示されていることから、現時点で確定出来る数値等を用いた最適化活動の目標をご確認頂き、後に、正しい目標値を算出し、4月の総会並びに地区審議会において、各委員にご説明させて頂きたく存じます。

それらの状況を踏まえ、本日、令和8年度の目標をお諮りするところですが、5ページ以降のA3版の資料も併せてご覧下さい。

それでは、2ページをお開き下さい。

また、6ページもお開き下さい。

6ページ上段「(1)農地の集積」の部分になります。

始めに、2ページ「1 目標値の概要 (1)農地の集積」について、ご説明いたします。

農地の集積に関しての目標を設定するにあたり、国の考えによると「各都道府県が基本計画において設定した目標」とされております。

本市としては、県の基本計画、令和11年度までの68%の集積を目標と定

事務局
(阿部事務主任)

めることとなっております。

集積率を算出するにあたり、基準となる農地の面積ですが、こちらは直近の「耕地及び作付面積統計」に基づくものですが、数値の公表が3月下旬以降になるため、昨年度の面積を使用しております。

各年度の目標数は、各農業委員会で設定出来るとされており、昨年度同様に数値目標をシミュレーションしております。

こちらに関してですが、4月に各数値が確定次第、再度シミュレーションを行い、それらを踏まえて、数値を調整させて頂く考えです。

A3版の資料ですと、6ページ上段「1最適化活動の成果目標 (1)農地の集積」の部分になりますが、全ての数値が確定値でないものとなっております、色をかけております。

確定値をご提示出来ないことから、数値は資料の右側、令和7年度の目標の数値と同じ内容を記載しております。

次に、一旦戻りますが、A3版の資料の5ページをお開き下さい。

5ページ中ほどにあります「農家・農地等の概要」です。

この表に関しても、現時点で確定値をお示し出来ず、色をかけております。

「2農家・農地等の概要」の「総農家数、農業経営体数」、「基幹的農業従事者数」の表に関してですが、こちらに関しては、「農林業センサス2020(2020年)」の数値を用いております。

各実績値が揃うタイミングで、「農林業センサス2025(2025年)」の公表が間に合えば、数値を置き換える予定であります。

経営体数に関しては、3月末時点のデータを用いて算出しますので、4月に確定した数値をお示し出来る見込みです。

次に、5ページ一番下の表ですが、

ここは、直近の「耕地面積及び作付面積統計」から記載する部分ですが、先ほどご説明さしあげたとおり、耕地面積が現時点で公表されておりませんので、来月に訂正させて頂きたく存じます。

次に、3ページをお開き下さい。

A3版の資料ですと、6ページ中ほどになります。

3ページ「(2)遊休農地の解消」についてです。

目標値の設定にあたり、国の考えとしては、令和3年度末時点での1号遊休農地の緑区分を5年間で解消すること、令和7年度に新たに発生した遊休農地は、令和8年度に解消することが目標として示されています。

そのため、緑区分の遊休農地の解消面積は、令和3年度末の1号遊休農地面積313haの5分の1である、62.6haが5年間の固定値となります。

なお、令和7年度に新たに発生した遊休農地については、3月末時点のデータを用いて算出しますので、4月に確定した数値をお示し出来る見込みです。

次に、3ページ下段をご覧下さい。

A3版の資料は、7ページ上段になります。

「(3)新規参入の促進」についてです。

事務局
(阿部事務主任)

目標値の設定にあたり、国の考えとしては、過去3年度の権利移動面積の平均1割以上とされており、令和4年から令和6年度の平均である297.7haの1割である、29.8haを目標値として設定しております。

なお、権利移動面積については、業務報告書に記載されております権利移動面積等を基本としており、令和4年度、令和5年度、令和6年度の実績値から、平均を算出しております。

ここまでが、最適化活動の成果部分の目標設定となります。

次に、4ページをお開き願います。

A3版の資料については、7ページ中ほどになります。

4ページ「(4)活動日数」の目標についてです。

目標値の設定にあたり、国の考えとしては、「前年度の活動日数の実績を踏まえて、意欲的な活動日数を設定するものとする」とあります。

本市においては、昨年度同様、令和8年度においても、農業委員会系統組織である一般社団法人全国農業会議所の考えと、農地利用最適化交付金の評価日数に鑑み、月10日の目標を設定し、委員の皆様には引き続き、月13日から15日以上活動をお願いいたします。

次に、A3版の資料の7ページをご覧ください。

7ページ下段になります「(2)活動強化月間の設定目標」について、ご説明いたします。

目標値の設定にあたり、国の考えとしては、活動強化月間は、年3回以上の活動強化月間を設定することとされております。

本市においては、昨年度同様に3回で設定し、「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」について、強化月間を設けて取り組みを強化したいと考えております。

こちらに関しては、各地区審議会において、事務局から各種取り組みを提案したり、委員の皆様からのご提案を受けて活動を行ったりといったものです。

最後に、8ページ目をお開き下さい。

新規参入相談会への参加目標についてですが、目標値の設定にあたり、国の考えとしては、委員が1名以上相談会へ参加することが示されていますので、昨年度同様に参加回数1回で設定しています。

令和7年度は、昨年11月に開催された「ふくしま農業人フェア」に、鈴木忠光委員と根本重光委員のお二人にご参加頂きました。

令和8年度についても、同様の催しが予定されているという情報がありますので、そちらに委員1名以上ご参加頂くということで、目標を設定しております。

目標値について、実績値が出ていないために、確定値でない部分も多くあり、総会において協議、お諮りすることに対して、はなはだ失礼なものだと思いますが、農林水産省及び福島県の指示を踏まえ、この手法で、令和7年度内に決定しなければならないとのことですので、何卒、ご理解頂きたいと存じます。

4月に正確な数値に改めまして、ご報告いたします。

事務局
(阿部事務主任)

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第9号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第9号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第10号「令和8年度業務計画の策定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【議案第10号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(渡邊主査)

資料6「令和8年度業務計画(案)」をご覧ください。

事前に資料を送付させて頂き、内容を確認して頂いておりますので、昨年度と比較し、変更した点についてご説明させていただきます。

まず、1枚目をお開き下さい。

右側の「法令関係」についてです。

食料・農業・農村基本法が一部改正されたことに伴い、基本理念が一部変更しております。

世界的な食料需給の不安定化、気候変動、国内の担い手不足といった深刻な課題を受け、従来の食料の安定供給をより強化した内容となっております。

続いて、3ページをご覧ください。

「第18期いわき市農業委員会体制図」についてです。

地区審議会の表について、四倉・久之浜・大久地区の農業委員が1名減の4名、勿来地区の農業委員が1名増の2名となっております。

前委員の飯高敬一氏が令和7年6月30日までで、同年11月10日から加茂直雅委員となっております。

こちらは、65ページの名簿にも反映しておりますので、後程ご確認ください。

最後に、28ページから64ページまでの「規則・規程・要綱・要領」についてです。

今年度、一部改正したのは、規則が1件、規程が2件です。

また、今年度当初から実施した要領が1件となっております。

こちらも、後程ご確認ください。

事務局
(渡邊主査)

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第10号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第10号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第10号「令和8年度業務計画の策定について」は、原案のとおり可決いたします。

併せて、計画書の(案)の文字を削除願います。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の61ページから64ページをお開き願います。

資料の訂正がございます。

62ページの番号2番、農業委員会によるあっせん等の希望の有無について、「有」となっておりますが、正しくは「無」となります。

今月の報告件数は13件、権利の移動理由は全て相続です。

権利の取得面積は田38,930.00㎡、畑31,332.97㎡、合計70,262.97㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の65ページから69ページをお開き願います。

今月の報告件数は15件、転用面積は田8,939㎡、畑9,985㎡、合計18,924㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の15ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の71ページから74ページをお開き願います。

こちら資料の訂正がございます。

74ページの合計欄について、「田69,106㎡、畑20,157㎡、合計89,263㎡」となっておりますが、正しくは「田21,766㎡、畑0㎡、合計21,766㎡」となります。

事務局
(蛭田係長)

今月の報告件数は9件、面積は田21,766㎡、畑0㎡、合計21,766㎡です。
以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第4号及び第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の16ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の75ページ、76ページをお開き願います。

今月の交付件数は3件、内訳は相続税の納税猶予が2件、贈与税の納税猶予が1件です。

面積は田5,310㎡、畑4,038㎡、合計9,348㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の17ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(いわき市農業委員会事務局の人事評価の実施に関する規程の改正について)を説明】

資料7をご覧ください。

報告第5号「いわき市農業委員会事務局の人事評価の実施に関する規程の改正について」です。

今般、市長部局において、2つの規程が制定されました。

資料中段「2市長部局で規程を制定した理由」をご覧ください。

始めに、「いわき市会計年度任用職員の人事評価の実施に関する規程」についてです。

要点は2つあります。

1点目は、会計年度任用職員に対し、業績評価を新たに導入しております。

目的は、業績等を適切に評価していくことにより、本人の意欲を高め、公務能率の向上等に繋げていくことです。

2点目は、評価結果を勤勉手当に反映していくことを見据え、評価制度をアップデートするなど、正規職員の人事評価と同様、その枠組みを明確化しております。

次に、「いわき市職員の特別評価の実施に関する規程」についてです。

こちらの規程も要点は2つです。

1点目は、正式採用の是非を判断するため、条件付採用期間の職員に対する人事評価に能力評価を導入しております。

これにより、標準職務能力の有無を測り取る仕組みが作られます。

2点目は、正規職員及び会計年度任用職員の根拠規程を同一とするなどにより、評価全体の枠組みを改めて整理しております。

市長部局における2本の規程制定を受け、農業委員会としましては、次

事務局
(佐藤係長) のとおりに対応します。
現在は、今年度当初に施行した「いわき市農業委員会事務局の人事評価の実施に関する規程」により人事評価を行っておりますが、人事評価においては市と一体的な人事評価制度の運用を図る必要があります。
このことから、先に述べた市長部局における制度見直しに対応するため、同規程の一部を改正するものです。
2ページ目が「改め文」、3ページ目が「新旧対照表」、4ページ目が改正後の本則です。
以上、会長の専決により改正しましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長) 以上、事務局説明のとおりご承知願います。
次に、その他に入ります。
始めに、事務局より何かございますか。

事務局
(阿部事務主任) 【資料8】 その他(1):令和7年度農地利用意向調査の実施結果について
⇒ 上記資料により、実施結果を報告した。

事務局
(渡邊主査) 【資料9】 その他(2):令和7年度後期農業者年金加入推進活動の実施結果について
⇒ 上記資料により、実施結果を報告した。

事務局
(佐藤係長) 【資料10】 その他(3):令和8年度いわき市農業委員会年間行事予定表
⇒ 上記資料により、総会の日程を説明した。

事務局
(蛭田係長) 【資料11】 その他(4):令和8年度いわき市農業委員会現地調査(定例的調査)スケジュール表
⇒ 上記資料により、現地調査の日程を説明した。

事務局
(小野主査) 【資料12】 その他(5):令和8年度いわき市農林水産部新規事業について
⇒ 上記資料により、新規事業の内容を説明した。

事務局
(三浦主事) 【資料13】 その他(6):各種積立金の振込みについて
⇒ 上記資料により、令和7年度分未納者の振込みを依頼すると共に、令和8年度分個別調書の確認を依頼した。

議長
(蛭田会長) その他、事務局より何かございますか。
【特になし】
次に、委員の皆様より何かございますか。

4番
木幡委員 前回、消費税のゼロ税率について、国で議論が始まるというお話をさせて頂きました。

4番
木幡委員

内容が少し進展しましたので、簡単にお話させていただきます。

国民会議での議論が始まり、事業者がレジの回収が間に合わないという意見を述べたとの記事が、今朝の新聞に載っていたかと思います。

前は、非課税かゼロ税率かとの話をしましたが、高市総理が国会答弁において、ゼロ税率で実施すると明言しております。

【ゼロ税率の説明】

今後も国民会議での議論が進んで参りますが、まずは消費税をゼロ税率で掛けますということを念頭に置いて頂き、国の動向を注視して頂ければと思います。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

その他、委員の皆様より何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

新年度についても、よろしく願いいたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第51条第1項に該当する事案について(継続案件)	現段階における農地法第51条第1項による処分等は見合わせ、是正指導を継続することで可決
第5号	農地法第51条第1項に該当する事案の是正措置について	盛土されている箇所があること等から未是正とし、今後整地して「畑」としての体裁を整えた際に、改めて是正について審議することで可決
第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	意見なしにて可決
第7号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第8号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について	意見なしにて可決
第9号	令和8年度最適化活動の目標の設定等について	原案のとおり可決
第10号	令和8年度業務計画の策定について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
第5号	いわき市農業委員会事務局の人事評価の実施に関する規程の改正について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

8 古市 邦男 11 平田 敬一

6 本総会の閉会時刻

午後2時15分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

7 田子 耕一 8 古市 邦男